

平成31年3月定例教育委員会 会議録

3月定例教育委員会を平成31年3月14日（木）午前10時00分 市役所202会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 紀藤統一 委員 田中秀佳
委員 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴

事務局 中村教育部長 小島子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 上原文化スポーツ課長 間宮子ども未来課長
岩田指導主事 大藪指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 0人

◆次第

1 開 会

2 教育長報告

3 付議事件の審議

第31号議案 文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員委嘱について

第32号議案 犬山市教育委員会時間外勤務及び休日勤務に関する協定実施要領について

4 通信及び請願

5 協議・連絡

(1) 後援名義使用許可に関する報告

(2) 給食費について

(3) 犬山の教育施策2019「学びの学校づくり」について

(4) 4月・5月行事予定表について

(5) 平成31年度教職員定期人事異動に係る事項について

(6) 犬山市いじめ対策連絡協議会会議録

(7) いじめ防止に向けて

(8) 平成30年度犬山市教職員退職辞令伝達式について

日時 平成31年3月29日（金）午後2時00分より

場所 犬山市役所5階 501・502会議室

(9) 平成31年度犬山市教職員辞令伝達式について

日時 平成31年4月1日（月）午前9時45分より

場所 犬山市役所2階 205会議室

(10) 平成31年2月議会について

6 自由討議

◆議事内容

教育長:	開 会 ただ今より3月定例教育委員会を開催します。
教育長:	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆さん、おはようございます。昨日今日はちょっと風が冷たく感じますが、本当にこの冬は暖かかったなということを感じます。昨日、一宮では雪が降りまして、幸い積もることはなかったですけど、そんな状況の中で、もう3月半ばになってきました。今日は本年度最後の定例教育委員会ということで、ご出席をいただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。さて、3月12日、今週の火曜日ですが、午後7時頃ですが、豊田市で6年生の女の子が2人、集合住宅から飛び降りて亡くなるという痛ましい事件がございました。遺書らしきものが見つかりまして、いじめをほのめかすような内容が書かれていたということは、報道で聞くところです。去年の夏に小学校1年生の男の子が、校外学習から帰って、熱中症で亡くなるということがありましたが、近くの学校のようにあります。豊田市は大きな市でありますので、いろんなことがあるだろうなということは思うわけです。私が教頭で岩倉市の中学校にいた平成9年に、隣の中学校の女子生徒が、小牧市民病院から飛び降りて亡くなりました。あの時、私は教頭で赴任したばかりで、夜マスコミから「実は今日、岩倉市内の中学生が2人、小牧市民病院から飛び降りたことは知っているか」と、電話がかかりました。私はそれが事実かどうかを確かめたくて、小牧市民病院に電話をしました。小牧市民病院は名前を教えてくれたので、1年2年3年の学年主任に「こういう名前の子がいるか、大至急確認して報告してくれ」という連絡をしました。校長からも連絡が入り「今調べているので、しばらくお待ちください」と言ったんですが、その時間は5分位でしたが、校長先生にしてみれば、1時間も2時間も連絡がないように長く感じてしまいます。そうしているうちに、テレビに隣の中学校が映って、同じ岩倉市内ですけど、自分の学校ではなかったから、まずは良かったかなというのが正直な気持ち。やはり当該学校であるかないかではえらい違いですので。そんなことを思わず思い出してしまった状況でありました。実は城東中学校でも昨年度、男子生徒がということがあったんですけど、本当に子どもが若い命を落とすということは、やるせない気持ちになるわけですけど、犬山市内からはこういった事例は2度と起こさないような、そんな強い覚悟で子ども達の指導に当たっていきたいなと思いました。</p> <p>身近なことに目を向けますと、3月1日に高等学校、3月5日に中学校の卒業式がございました。委員の皆様方には、学校へ足を運んでいた</p>

	<p>だいて告示等を述べていただいたことに、感謝を申し上げたいと思います。中学校3年生については、3月7日8日に公立高校のAグループの入学試験がございました。そして3月11日12日はBグループの入試がありまして、いよいよ来週の火曜日3月19日が合格発表となっております。3月20日は小学校の卒業式があります。本当に年度末だなどいうことを実感するわけですが、市役所の中は現在、3月議会の会期中であります。3月18日に閉会が予定されている状況です。また、先月心配をされておりました麻しんについては、1名以外に感染者がいなかったもので、おそらく終息したのではないかなと思うわけですが、いろいろご心配をおかけしたと思っているわけです。いよいよ年度末でありまして、学校現場では本年度のまとめと来年度の計画を立てなくてはいけない忙しい時期にあるわけですが、それぞれの学校で実りあるまとめをし、心地良いスタートが切れるように、教育委員会としても精一杯支援をして参りたいという考えでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今回は先回の定例教の議事録が、今まだ作成中で今日に間に合っておりませんので、次回議事録の署名をお願いするということを報告させていただきます。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
	第31号議案
教育長:	第31号議案「文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱」について、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出しますのは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員を委嘱するために必要があるからです。次ページの名簿をご覧ください。案として5名の方に継続してお願いしたいと思います。任期は平成31年4月1日から平成32年3月31日。こちらにつきましては、犬山市附属機関設置条例に基づき審査会を設置することになっております。委員の委嘱につきましては、犬山市教育委員会の委員さんと、犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当する方になっておりまして、いわゆる学識経験者という中から委嘱をさせていただいております。審査会の女性比率は40パーセントです。説明は以上です
教育長:	今提案があったとおりですが、この件について、ご意見、ご質問がありましたらお伺いしたいと思います。特にご異議がないようです。 では、第31号議案「文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱」について、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	第32号議案
教育長:	第32号議案「犬山市教育委員会時間外勤務及び休日勤務に関する協定実施要領」について、事務局お願いします。
岩田主事:	今回審議していただきますのは、犬山市教育委員会時間外勤務及び休

	<p>日勤務に関する協定実施要領及び留意事項についてです。この案を提出しますのは、犬山市内各小中学校で、「犬山市時間外勤務及び休日勤務に関する協定」を締結し、犬山市長に届け出る必要があるからです。簡単に説明させていただきますと、労働基準法第36条に、労働時間、休日に関する規程に関わらず、その協定に定めるところによって、労働時間を延長し、また休日に労働させることができるというふうに記載がされていますが、その協定が定められていないということで、今回の審議に出させていただくことになりました。誰が締結するのかということですが、市町村教育委員会に、本来、服務監督権がありますが、時間外勤務を命ずるのは校長であるということで、校長が関係の職員と締結することになっております。誰と締結するかということで、時間外勤務の対象となる職員につきましては、犬山市については、県費負担の事務職員、県費負担栄養職員、市費負担栄養職員になっております。誰と締結するかということでいうと、職員によって民主的に選出された代表者と、締結することになっております。いつまでに締結するかという点で、4月1日の段階では締結されていないといけませんので、この年度末のところで締結していただいて、市教委を通じて、市長さんに提出させていただくような形を取らせていただきます。来年度以降につきましても、4月1日の段階では締結していないといけないので、年度末のところで同じ作業を進めさせていただくことになっております。</p>
教育長:	<p>今提案がありました。学校現場ですと、教員は時間外手当はありません。調整手当4パーセントついているので、これは全くの対象外で、時間外手当がつく職員、学校事務職員と学校栄養職員の関係です。この方々に時間外勤務を命ずるにあたって、36協定が結ばれていることが大前提です。これが結ばれていない状況で時間外勤務を命ずることはできませんので、本来、今までにやっておかなければいけなかったことができてなかったということで、どの市町もこういった動きをしております。しかも、4月1日から新しい年度の勤務が始まりますので、3月中にはこれを結んでおく必要があることから、今、委員さんにお聞きいただいたような手順で、進めていくというような形になっています。これについて、何かご意見ご質問があるようでしたら、お願いしたいと思います。</p>
教育長職務代理人:	<p>確認ですが、締結者は校長と職員ということでしたが、周りの市町も同じように進めているわけですか。</p>
教育長:	<p>これは校長会も一緒に歩調を合わせてやっておりますので、犬山だけ特別変わった状況ということではありません。他にはどうですか。</p>
田中委員:	<p>2点あります。1点は、他の市町と同等の基準でということだと思いますが、例えば、別表のところで、1日、1ヶ月、あるいは1年単位の時間外勤務の延長可能な時間の基準は、何かを参照しているのか。例えば別表でいいますと、1年の限度時間は360時間、特別の事情の場合の限度時間が720時間とありますが、この辺りの基準は、どうしても</p>

	のを指標にしているのかということと、学校事務職員というのは、犬山市の場合、いわゆる学校教職員、県費負担の職員なのか、あるいは一般の行政職の職員なのか、そこを確認したいです。
岩田主事:	1点目ですが、モデルを参考に作りました。倫理的な特別な事情があっても、労使が合意する特別条項の時間を守らなければならないということで、時間外労働が年720時間以内だとか、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満だとか、時間外労働と休日労働の合計について、2ヶ月平均から6ヶ月平均が全て1月当たり80時間以内というようなものがあって、そこからこの数字が出てきているんだと思います。
教育長:	県立の高等学校もこういうものを作っていて、既にそれが進んでいるので、そういったものをモデルに示されて、小中学校はこれを参考にしながら作ってくださいというようなものがあつたので、それがベースになっていると思います。
田中委員:	一般行政職も同じ基準なのか、学校の職員は特別に若干時間が違ったりするのかということはいかがでしょうか。
教育長:	市役所の職員はどうですか。
長瀬課長:	市役所はこれの決裁の時に、総務課が人事担当なんですけど聞きましたら、まだ36協定の協定書を結ぶところまでいっていないと言っていました。まだ、様子を見たいという話だそうです。
岩田主事:	多分、来年度までは猶予されているということが書かれているからだと思います。
教育長:	31年度までのところで結べばいいということですね。もう一つの質問、市費の学校事務職員についてはどうですか。
長瀬課長:	36協定を結ばなければいけない方は、1日8時間勤務、週40時間以上勤務をする人と結ぶということを労働基準監督署に聞きましたので、市費の学校事務さんは8時半から15時までの、6時間勤務なので36協定を結ばなくてもいい範囲内で仕事をしてみえるので、その方達は該当しないです。
田中委員:	もう1点お願いします。別表にあります割り増しの賃金を支払う、あるいは時間を超えればというところは、協定自体する必要はありますが、例えば、720時間をもっと時間を減らしてほしいとか、そこも含めての協議になるわけですね。ですので、職員の方がこれでは妥結できないと言え、要は交渉事ということでもいいですか。行政のほうからこれを提示して、締結するかどうかという段階ということでもいいですか。
教育長:	協定だから、ご覧になられてこれではいけないということになれば、交渉の対象になってくるでしょうね。
紀藤委員:	実施要領の2ページ目、第7条、時間外勤務の限度が妥当かどうかということですね。1日5時間ですと、8時間プラスで合計13時間に

	なります。僕の記憶は曖昧ですが、県費の事務職員は残業の枠がある程度決められていましたので、その中にこれが同じように入っているのか、もしわかれば調べていただいて、それでやるなら妥当かなと思いました。
教育長:	基本的に時間外の予算というのが限られていますので、例えば、勤務日毎日5時間延長しても、その時間外を払うだけの予算はないと思います。ですから、事務職員の方はその辺りは考えていただいて、ここまでは今月行けそうだなとか、無理だなとか調整しながらやっていらっしゃるというのが現実ですよ。
紀藤委員:	その時間とこれがだいたい同じような感じなのかなと。
教育長:	これは、長くともという解釈だと思います。
紀藤委員:	必ずしも1ヶ月に45時間ではなく、少なければ5時間でもいいと。
教育長:	これ以上は命じてはいけないという捉え方でいいのかなと思います。他どうでしょうか。特によろしいですか。ご異議がないようです。 では、第32号議案「犬山市教育委員会時間外勤務及び休日勤務に関する協定実施要領」について、お認めいただけますでしょうか
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
岩田主事:	ご了解をいただいたということで、要領の(案)を消して、3ページ目附則の日付が空欄ですが「この要領は平成31年3月14日から施行する」とさせていただきます、校長会に臨んでいきたいと思っております。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 今日は議会がありまして、その関係で小島子ども・子育て監が、そちらに出なくてはなりませんので、5月の10連休の対応について、最初に提案させていただきます。お認めいただいた後、議会の関係で退席させていただきますのでご了解をお願いします。 では「10連休における保育等の対応」について、お願いします。
子ども・子育て監:	今般、10連休に関しましては、国から通知がございまして「この10連休の間に保育施設を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう適切な措置を講じるべき」とございました。これを踏まえまして、犬山市としては、以下のように保育対応をすることを考えております。まず一つ目ですが、保育園・児童クラブともに、基本的に受け入れをするという体制を、今準備しております。ただし、この利用につきましては、通常の保育、児童クラブの認定を受けているお子さんを対象とさせていただきます。連休の初日につきましては、土曜日ですので通常通り実施をしておりますので、保育・児童クラブとも通常どおりにやっていきま

	<p>す。保育園につきまして、4月28日から5月6日においては、基本的には休日保育として対応させていただきますので、白帝保育園での受け入れです。ただし、この白帝保育園は10名までの定員となっておりますので、これを超えるものにつきましては、羽黒北子ども未来園で受け入れたいと考えています。利用料につきましては、休日保育は無料ですので利用料はございません。給食につきましては、この間、いろいろなお子さんが利用されます。アレルギー等の心配もございませぬので、お弁当、お茶、おやつを持参していただくということにさせていただきたいと考えております。児童クラブにつきましては、4月28日から5月6日、東小学校内で実施しております東児童クラブで行いたいと考えております。市内の中心であるということで、ここを選ばせていただきました。利用料については同様にありません。ただし、長期学校休業日利用のお子さんにつきましては、一時利用ということで、この利用料を1日400円ということで対応させていただきたいと思っております。同じく給食がございませんので、弁当、お茶、おやつを持参していただきます。受け入れの要件として、この間特別の就業証明書を作成していただいて、それを提出していただくということで、ご利用いただきたいと考えております。この10連休の対応につきましては、事前調査を行いたいと考えております。保育園につきましては3月25日月曜日から、在園児のお子さんを対象にして、これは次年度の児童クラブの利用者も含むということで、そちらは児童クラブの用紙になりますが、在園児のお子さんには3月25日から、回答期限は4月5日としております。そして、新入園児のお子様もおみえになると思いますので、この方については入園式の時にお知らせをしたいと思っております。児童クラブにつきましては、3月19日に利用希望調査を配布します。4月5日を回答期限にしたいと思っております。受入体制を整えるということで、園と児童センターそれぞれ職員に呼びかけをいたしまして、配置をしていきたいと考えております。以上です。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p>今説明があったとおりですが、これについて、何かご意見ご質問はございませんか。特にないようですので次へいきます。 「後援名義使用許可に関する報告」について、事務局お願いします。</p>
<p>上原課長:</p>	<p>今回の報告は全部で11件ありますが、そのうち新規が1件、10件が継続案件です。新規の案件につきましては、「江南ウィンドアンサンブル第35回定期演奏会」ということで、江南市民文化会館で行うもので、江南市教育委員会でも後援をいただいているものです。近隣の市町の方々にも来ていただけるようにということで、犬山市教育委員会にも後援名義の申請がありました。以上です。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p>ただ今説明があったとおりです。何かご意見ご質問がございましたらお伺いしたいと思います。ないようですので次へいきます。 「給食費」について、事務局お願いします。</p>
<p>長瀬課長:</p>	<p>資料No.3をご覧ください。先般、総合教育会議でもご意見をお伺いし</p>

	<p>ましたが、再度資料を精査しましたので、ご覧いただきたいと思います。1～4ページまでは、食材が値上がりしているということをお示ししてあります。5ページは給食の栄養価の面で、平成30年11月の状況をグラフにしたものです。小学校は鉄分、ビタミンB1が、中学校は脂質以外の栄養素が不足しているという現状があります。栄養価も満たさなければいけないということで、現在の小学校260円、中学校300円の給食費では少し足りないということをご理解いただきたいと思ってお出ししました。続いて6ページについては、江南市、大口町さんに平成29年度実績で学校給食にかかった公費負担をお聞きして、犬山市と比較しました。江南市、犬山市については2億円規模、大口町は7千万円程度費用がかかっています。それを児童生徒数で割ると、1人当たり1年間にかかった費用が犬山市は35,388円、江南市は3万円弱、大口町は33,000円程度となっています。主なものとして、犬山市は自校方式ということで、各学校の調理室がある。江南市と大口町はセンター方式ということで、センターから給食を運んでいるという状況なので、この辺が安くなっている原因かなと思います。また給食費については、法律で学校給食法というものがあまして、法律の中に学校給食の実施に必要な施設及び設備については、設置者の負担ということで、それ以外の経費、いわゆる食材料費については、児童生徒の保護者で負担するというふうに条文に書かれています。総合教育会議で消費税が上がる関係でご質問がありましたが、消費税の使い道については、国から社会保障費の財源としなさいと謳われております。現在犬山市の社会保障費については、社会福祉、社会保険、保健衛生の3項目に渡って、消費税の公金を使っています。その中で主な使い道としましては、児童福祉事業と、後期高齢者の75歳以上の方が入られている医療費等に使われているということで、給食費までは、なかなか回らないという状況になっています。ちなみに平成31年度の予算では、5億8千万程度、消費税の交付金があると予想しておりますが、今お伝えした事業に充当すると聞いております。それから資料にはありませんが、牛乳とパンの納入業者から、今年4月から両方で3円50銭程度値上げすると通知がきていますので、ますます今の給食費では賄えないという状況になっているということをご理解いただきたいと思います。説明は以上です。</p>
<p>教育長：</p>	<p>具体的にいくらをいくらにするということではありませんが、今、こういう現状にあるということをご理解いただきたいということであります。今現在は、小学校は260円、中学校が300円ですが、これは平成20年4月、10年前からずっと値上げをしないでこの金額できているわけですけど、かつて犬山の給食は他の市町と比べると、中身も充実しているし味もいいということをご、他市町から転入された先生方がおっしゃってみえましたが、最近では自信を持って言い切れる状況は難しい。栄養教諭の皆さんには苦勞してやっていただいておりますが、これが限界かなということでもあります。見込みとしては金額はどれくらいにな</p>

	りますか。
長瀬課長:	見込みとしては、おのおの30円程度上げさせていただきたいと内部で検討しています。
教育長:	またその時には、具体的に金額をご協議いただくことになると思います。時期については、来年度以降ですね。31年度は現行のままいくということです。この辺りの状況をご理解いただいて、給食費の値上げについてはやむを得ないなどご判断いただければ有難く思います。よろしいでしょうか。何かご意見ご質問があるようでしたらお願いします。
田中委員:	資料の他市町との比較で、江南市、大口町の1人当たりの金額が並べて出されていますが、やはり犬山市の給食は、質が維持されているんだろうなということは思いましたし、この表の工事請負費などは、毎年度の費用ではないと考えられるので、特別にこの年度だけかかっている経費と考えると、おそらく江南・大口はもっと1人当たりの単価は低いのではと想像できますし、そう考えると犬山市は質を維持していくので、1人当たりの給食費がもっと顕著に差が出るというところがあって、限界に来ているということもよくわかります。前回言いました消費税で歳入が増えるのだからという話は、市に言っても仕方のないことということとは承知しています。国のほうで増える財源を、ちゃんと自治体に回すという仕組みを整えるべきだと、これは国会で言うべきことかもしれませんが、それが前回の趣旨でした。ただ、原則としましては、総合教育会議でも申し上げたとおりですけど、教育活動にかかる費用、特に義務教育にかかる費用は、本来であればこれも国会で言うべきことかもしれませんが、国レベルの保護制度で整えていくべきですけど、現状そうならないので、自治体の政治裁量による所が大きいということも理解します。そうであるのであれば、政治として、教育委員会は最大限出来ることをした上で、ということで保護者のかたも了承されると思います。そこは教育委員会で、毎年頑張っていけないといけないと思うところです。あとは、当然これくらいの給食費はかかるものだというのは一般的な常識としてありますけど、やはり少なくとも現場の学校の先生方も、保護者から徴収するのが当然だという認識を持たれているのではないかと、何を、何となく私は感じるので、そうではない、やむを得ず取っているけど、本来は無償であるべきというような認識を、少なくとも教員の方は共有していただければなと思います。
教育長:	ご意見としてお伺いしておきたいと思います。他どうでしょう。
堀委員:	やはり犬山の給食は自校方式。それが一番大事だと思いますので、そこを崩さないで、ずっと続けていっていただきたいと思います。
教育長:	これも貴重なご意見として、お伺いしておきたいと思います。他にどうでしょうか。ないようですので、大まかにはご了解いただいたというように理解したいと思います。

長瀬課長:	それで、10月から幼保無償化の関係がございましたので、子ども未来園と犬山幼稚園の給食費についても、来月以降にお話したいと思いますのでよろしくお願いします。
教育長:	では、次にいきます。 「犬山の教育施策 2019「学びの学校づくり」」について、事務局お願いします。
神谷主幹:	前回ご協議いただいたところから、修正したところをお示しします。3ページ、授業改善推進委員会のところの表記がわかりにくかったので、わかりやすく改めました。5ページ、道徳教育の充実のところも、意図することが伝わるようにわかりやすくしました。7ページ、食物アレルギーへの対応の「犬山市アレルギー対応の手引き」の運用について、2点程運用方法の調整がつきませんでしたので、文末を改めました。8ページ、青少年センターの文章を改めました。以上です。
教育長:	今提案があったとおりです。どこからでも結構ですので、ご意見ご質問があるようでしたらお出してください。
田中委員:	3ページ、オ、ICTを活用した授業づくりとありますが、ヒューマンイドロボットのペッパー君はいろんなお店や観光地においてあつたりしますが、下を向いてうなだれていてあまり活用されていない感じがします。実際学校ではどのように活用するのか。プログラムを作って、ペッパー君を動かしているのか。これは各学校に配置されているわけでもないと思いますが、授業の度にこれを持って行ってという形で活用されているのか、上手く活用されているかお伺いしたいです。
神谷主幹:	今犬山市には1台、ペッパー君がいます。これは池野小、今井小、栗栖小の3校を回っています。学校のそれぞれの事情に応じて、回しています。このペッパー君を動かすためには、コンピューター上で、手を上げなさい、歌いなさいなど指令を出します。指令を出すことは、犬山市の子ども達が使うすべてのパソコンで出来ます。ペーパー君の現物が回っていない学校でも、画面上でペッパー君を動かすことが出来ます。
教育長:	他にはどうでしょうか。
小倉委員:	質問ですが、研究活動とかいろんな事業、例えば「給食」は犬山南小と羽黒小とか、「キャリア コミュニティ プロジェクト」は市内中学校とかありますが、この役割分担は誰が決めるのですか。
教育長:	研究委嘱のようなものですね。県からこういう事業を犬山でやってくださいというものを、どうやってどの学校に決めているかということですね。
神谷主幹:	基本はシェアリングと考えています。1つの学校に負担が掛からないようにということです。これは小学校で研究してくださいという指定があつたりもします。それを鑑みて、バランスを考えて配当していきます。配当する前に学校と調整をして、やれることを確認して配当しています。ローテーションが決まっているわけではありませんが、今年はなく

	ても来年というように、順番に配当します。
奥村委員:	2 ページ目の読解力向上プログラム、こちらの読解力診断テストに参加して、この後参加して効果があったかどうかということは、1 回受けただけでどのように効果がみられるのかと思いますが、どのように考えてみえるのか教えてください。
神谷主幹:	この読解力診断テストを受ける大きい効果は、教員が受けるところにあると思っています。教員がこの問題をやることによって、子ども達が十分読解出来ていないということを自覚することによって、授業改善につながるとしています。そればかりではなく、子ども達が受けて、その結果がどうなっていくか、本当は経年で追っていくといいのですが、今は中1でしか受けないので、その時しかわかりませんが、小学校6年生と中学3年生で全国学力学習テストを行います。その狭間の中学1年生で読解力診断テストを入れました。同じ問題ではないことは当然ですが、国語Bという問題で、読解力を図るところがありますので、それらと比較をしていこうということです。もちろん、子ども達がテストを受け、子ども達の力を測るものですが、教育効果を求めているところは、教員が力を付けるためのものになっていくだろうということもねらっているということです。
教育長:	他どうでしょうか。
堀委員:	教えてください。3 ページのエ、子どもを生かす評価というところですが、2 学期制の良さを活かして、子どもたちがより具体的に状況を把握できるように研究を進めます。すごく大事なことだと思いますが、どのように研究を進められていくのでしょうか。
神谷主幹:	それぞれの授業、単元で、それぞれに子ども達の出来映えを判断して、教師は評価をつけていきます。その評価は当然のことながら、われわれ教師の評価にもなって、授業改善につながっていきます。子ども達にも、あなた達の力はここまでだから、それがどのようにしたら、力を付けることができるかというように示せるような評価の仕方、アプローチの仕方を研究していくということです。
教育長:	これは実は2 学期制になって、通知表が年に2 回になります。だから、子ども達自身に学習状況を自分で捉えられるように、単元ごとに自己評価をさせています。自己評価をするということは、どういうことかという、自分が今、何がわかって何がわかっていないかということがわかるということですよね。そうすると、わかっていないことがわかれば、それを今後、取り組む必要があるなど、それは単に子どもと先生のやり取りだけではなくて、それについては保護者の方にもお伝えし、保護者の方も家庭に帰ったら、子ども達が学習をする時に、少しでもそういうことがわかった上で、学習の様子を見ていただけるような、そんな体制を作っていけるといいねということで、2 学期制をスタートしたんですけど、まだその辺りが十分にやりきれていない部分があるものですか

	ら、もう一度そういったところに力を入れて、進めていけるといいねという意味合いがあります。
田中委員:	自己評価といいますか、自己分析、自己診断のような、おそらく、今の学習指導要領でメタ認知スキルとかのことだと思いますけど、要はそのためのシートみたいなものを、そういうところを書式から検討して作っていくという段階ということによろしいでしょうか。
神谷主幹:	すでにそれぞれの教師が、そういう單元ごとの評価シートを作っています。今、委員が言われたのはそれに当たるとは思いますけど、それが更に改善されていくということでは、研究を続けるということになります。
教育長:	それから、写真の位置を確認した方がいいですね。文章と写真があっていないところがあるので、位置を変えるか写真を選び直すか、工夫していくといいかなと思いました。また検討しましょう。他どうでしょうか。ないようですので次へいきます。 「4月・5月行事予定表」について、事務局お願いします。
岩田主事:	よろしく申し上げます。4月1日辞令伝達式、2日3日職員の健康診断、4日中学校入学式、始業式、子ども未来園入園式、5日小学校入学式、6日7日犬山祭、8日小学校前期始業式、幼稚園入園式、9日4月定例教育委員会、幼稚園1学期始業式、10日犬山城下町端午の節句まつり、18日全国学力学習状況調査、20日27日春季合同練習会、4月27日から5月6日まで10連休です。5月11日青塚古墳まつり、12日子ども大学開校式、24日児童厚生施設運営委員会、28日犬山市総合教育会議。以上です。
教育長:	ご覧になられて、何かお気づきの点がありましたらお願いします。
教育長職務代理者:	5月の末から、確か学校訪問が始まりますか。
教育長:	学校訪問は、5月20日から楽田小学校が始まります。
岩田主事:	まだ入れてないので、次回から入れます。申し訳ありません。
教育長:	現時点でわかっているものだけですので、今後いろんなものがプラスされていく可能性がありますので、取りあえず皆様方には、4月1日の辞令伝達式と、4月9日の定例教、5月28日の総合教育会議がございますので、これはご予定をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。では次へいきたいと思います。 「平成31年度教職員定期人事異動に係る事項」について、事務局お願いします。
岩田主事:	定期人事異動内示と異動者名簿を配布させていただきました。異動者名簿につきましては、番号を振らせていただいております。2つとも取り扱いには十分ご留意いただけるとありがたいです。2月の定例教育委員会において、人事内申案を承認していただきました。27日、愛知県教育委員会丹葉地方教育事務協議会に人事内申として提出させていた

	<p>だきました。昨日、愛知県教育委員会より内示をいただきました。すでに議決された内申案に基づく内示ですので、よろしく申し上げます。</p>
教 育 長:	<p>今日ここで、再度教育委員の皆様方のご承認をいただいたら、事務協のほうへ報告させていただいて、正式に決定するという手筈になっております。なかなか短い時間でご覧いただくのは難しいかと思いますが、先回も大体ご覧いただいていたいて、変更はほとんどありませんのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。お認めをいただいたことを確認しておきます。次へいきます。</p> <p>「犬山市いじめ対策連絡協議会会議録」について、事務局申し上げます。</p>
大藪主事:	<p>今年度、2回開催させていただきました「犬山市いじめ対策連絡協議会」の会議録です。それぞれの専門的なお立場から、出席していただいた委員の方々に、ご指導あるいはご協議をいただいた内容になっております。特に話題となったのは、SNSに関しての有効的な活用と保護者への啓発という部分でご協議いただいたこと、具体的な手段を教えていただいたこと、こうしたことを学校の現場に伝えていって、今後の指導に役立てていきたいと思っております。こちらの会議は非公開となっておりますので、取り扱いにはご注意ください。</p>
教 育 長:	<p>こういったものを残しておいて、折角の会のご意見が活かしていけたらと思えます。次へいきます。</p> <p>今日は傍聴人がおみえでないので、引き続き非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSについて、韓国の学校は非常に指導が進んでいて、学校で規定が決められていると聞く。教育委員会や学校がどのように関わっていくか、検討していく必要があると思う。 ・ 中学校は入学の時点で、保護者と生徒に対して、スマホの使い方やSNSの活用について、気をつけてくださいという注意喚起の講習会は行っている。その上で、問題が起きているので、その都度の指導になっているが、具体的な対応については、今後考えていかなければいけない部分だと思う ・ 大阪府が大阪北部地震を受けて、学校にスマホ・携帯電話の持ち込みを認めていくというような方針を出しているようだが、それを受けて文科省が今、全国の小中学校に対して、スマホ・携帯電話を持っていくことについて検討をしているようだ。こういったことが確実に起こってくると、例えば今、家庭で起きていることが、今後学校現場でもこういった問題が起こりうる。いくら指導すると言っても、やはり限度はあると思うから、そういった状況は、今後の国の動きとして出てくる可能性があるが、犬山はどうするということは、改めてまた、

	検討していくことが必要だ。
教 育 長:	では、次へいきます。 「平成30年度犬山市教職員退職辞令伝達式」について、及び「平成31年度犬山市教職員辞令伝達式」について、事務局お願いします。
岩田主事:	平成30年度犬山市教職員退職辞令伝達式につきましては、3月29日金曜日、14時から市役所5階501、502会議室で開催を予定しております。平成31年度犬山市教職員辞令伝達式につきましては、4月1日月曜日9時45分から市役所2階205会議室で行う予定です。辞令伝達式につきましては、参加のほうよろしく申し上げます。
教 育 長:	退職者の辞令伝達式にはいつも出ていただいておりませんが、4月の辞令伝達式にはできる限りご出席をいただいておりますので、ご予約をお願いしたいと思います。これについて何かご意見ご質問はございませんか。では次へいきます。 「平成31年2月議会」について、事務局お願いします。
中村部長:	お手元に「平成31年2月定例会 一般質問答弁内容一覧表」が配布されていると思いますが、内容につきましてはご覧をいただきまして、何かありましたら、ご質問いただくということをお願いしたいと思います。ただ、全体の傾向だけ報告させていただきます。全部で18名の議員さんが一般質問をされて、そのうち、教育部を取り扱われたのが12名の議員さんです。件名で拾いますと、55件の案件をご質問されたうち、教育部に関係するものは19件で、35パーセント程になります。件名の下に要旨、答弁が1回目2回目3回目とありますが、要旨、答弁においては、大体全体の25パーセント位、教育部の質問があるという傾向になっております。
教 育 長:	何かこれについてご意見ご質問はありますか。特にないようです。協議連絡事項はこれで終わります。
	自由討議
教 育 長:	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	○特になし
	そ の 他
教 育 長:	事務局、何かありませんか。
事 務 局:	先月の定例教でご質問いただいた、要保護準要保護の外国人の方の人数についてと、エピペンの使用についてと、学び場みらいの利用者の状況について、ご説明します。
長瀬課長:	要保護準要保護の外国人の方の人数は、毎月お配りする資料の一覧表に外国人の人数が載っておりますので、ご参照ください。
大藪主事:	エピペンの使用状況についてですが、愛知県については、平成28年度は医師・救急車の出動48件中36件、平成29年度は42件中34件、平成30年度は集約中です。犬山市に関しては過去5年遡りましたところ、平成26年5月に小3女子1件、平成28年9月に中2男子1

	件の2件です。こういったことも含めて、それぞれの学校において、4月あるいは5月すぐのところのアレルギーに関する研修を行って、具体的にエピペンを使用しなければならないような状況を想定したシミュレーションを行って、研修を積んでおりますので、それぞれ対応は取れているかと思います。
堀 委員:	犬山の2件について、それはどなたが打たれたのでしょうか。
大藪主事:	小学生のほうは、養護教諭が保健室で、中学生は担任が現場でということ。
教 育 長:	ですから、もうすでに何かあった時にはということで、養護教諭も担任も、その辺りは了解しながら、その子の指導に当たっていただいているということ。
岩田主事:	学び場「みらい」の関係で、所得の低い子ども達の参加ということで、各学校に調査しましたところ、80数名のうちの1名が要保護、7名が準要保護の子が参加していました。割合としては、1割程度が参加をしていただけました。
教 育 長:	他にどうですか。ないようです。
教 育 長:	閉 会
教 育 長:	これもちまして、3月定例教育委員会を終了（11：20）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 4月9日（火）15：00 401会議室